

重要事項説明書

1. 事業所

事業所の名称	居宅介護支援事業所 在宅介護支援センター豊生苑
所在地	宇部市大字木田字中山田 40 番地 20
法人種別	医療法人社団 泉仁会
代表者氏名	理事長 南 博朗
管理者氏名	伊村 泰子
電話番号	0836-62-1470
ファックス番号	0836-62-1201
指定年月日及び指定事業所番号	平成 12 年 4 月 1 日 3570200018

2. 職員体制

	常 勤		非常 勤	資 格
	専従	兼務		
管理者		1 名		主任介護支援専門員
主任介護支援専門員 介護支援専門員	1 名	1 名		社会福祉士 看護師

3. 営業時間

営業日	平日 8:30~17:00
休日	土日 祝祭日 12/30~1/3

※ 但し営業時間以降及び休日については、併設の老人保健施設豊生苑にて電話対応いたします。

4. 事業所の実施地域

通常の事業の実施地域は宇部市とします。

5. 事業の目的と運営方針等

(1) 事業目的

利用者及び家族に対して、個々の解決すべき課題や状態に即した介護サービスが、適切かつ効果的に提供する事を目的とします。

(2) 運営方針

利用者の意志及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。

居宅サービス計画作成にあたり、利用者及び家族は、複数の事業所の紹介を求めることが可能であり、当該事業所を居宅サービス計画に位置づけた理由を求めることが可能です。

なお、集合住宅居住に際して利用者の意思に反して、集合住宅と同一敷地内等の居宅サービス事業所のみを居宅サービス計画に位置づけることは適切ではなく、いたしません。

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

6. 居宅介護支援サービスの概要

- (1) 要介護認定の申請代行
- (2) 居宅サービス計画の立案
- (3) 情報の提供
- (4) 介護サービス事業者等との連絡調整
- (5) 医療機関との連携

入院時には担当介護支援専門員の氏名等を入院先医療機関にお伝えください。

あわせて担当介護支援専門員へ入院した旨をお知らせください。

- (6) 居宅サービス計画書の交付
- (7) 居宅サービス計画の実施状況の把握
- (8) 介護保険施設への紹介
- (9) 障害福祉制度の相談支援専門員との連携

障害福祉サービスを利用してきた利用者が介護保険サービスを利用する場合等連携に努めます。

7. 利用料等

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されていますので、自己負担がありません。

ただし、介護保険料の滞納がある場合は、料金をいただきます。指定居宅介護支援提供証明書を交付しますので、申請後、保険者より差額の払い戻しを受けることができます。

交通費等の実費はいただきません。

8. 緊急・事故発生時の対応

居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

事故が発生した場合には、その原因を解明し再発防止のための対策を講じます。事業所へ連絡するとともに利用者の主治医又は医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。

またサービス提供に伴い居宅介護支援契約書の条項に違反し、利用者の居宅サービス利用に支障を生じさせ、損害を与えた場合には、その損害を速やかに賠償する義務を負います。

9. 苦情申し立て

指定居宅介護支援に対する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に処理するための相談窓口を以下のように設置しています。

在宅介護支援センター豊生苑	宇部市大字木田字中山田 40 番地 20 利用時間：平日 8：30～17：00 窓口担当者 伊村 泰子 電話番号 0836-62-1470 FAX 0836-62-1201
宇部市役所 介護保険課	宇部市常盤町 1 丁目 7 番 1 号 電話番号 0836-34-8396 ※他市区町村に住所がある方は介護保険証記載の市区町村介護保険担当課にご相談ください。
山口県国民健康保険団体連合会 介護保険課苦情相談係	山口市大手町 9-11 電話番号 083-995-1010

10. 虐待防止

高齢者虐待防止法の趣旨・内容を十分踏まえ、当事業所における防止に関する措置を講じます。

虐待防止検討委員会を設置し、①未然防止②早期発見③虐待発生時には迅速かつ適切な対応が取れるよう関係機関との連絡・調整及び連携を図っていきます。

虐待防止に関する責任者を管理者に選定します。

11. ハラスメント防止

職場、居宅介護支援の提供時において行われる性的言動（セクシャルハラスメント）又は優越的な関係を背景とした言動（パワーハラスメント）、利用者及びその家族からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）を防止するための措置を講じます。